

(目 的)

- 第1条 本校は、聖徳太子のとなえる「和」の建学精神に基づき学校教育法及び児童福祉法の定めるところに従い、一般教育及び保育並びに服飾に関する女子教育を施し、幼稚園教員・保育士・服飾技能者を養成すると共に良き社会人を育成することを目的とする。
- 第1条の2 本校は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。
- 2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

(名 称)

第2条 本校は、聖徳大学幼児教育専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、東京都港区三田3丁目4番28号に置く。

第二章 課程・学科・修業年限及び定員

(課程・学科・修業年限・定員)

第4条 本校の課程・学科・修業年限及び定員は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	備考
教員養成専門課	保育科 第1部	2年	105名	210名	
程	保育科 第2部	3 年	35名	105名	
服飾専門課程	服飾科 第1部	2年	100名	200名	
	服飾科 第2部	2年	100名	200名	

2 第1部は昼間に、第2部は夜間に授業を行う課程とする。

(在学年数)

第5条 教員養成専門課程は、次の在学年数をこえてはならない。

保育科第1部

4年

保育科第2部

6年

第 三 章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第6条 教育課程は、次のとおりとする。

教員養成専門課程

保育科第1部(総授業時数 2475時間)別表 1保育科第2部(総授業時数 2430時間)別表 2服飾専門課程別表 3

(履修方法)

第7条 保育科第1部の生徒は、2年以上在学し、教養科目については12単位以上、専門教育科目は、必修科目及び選択科目計53単位以上、合計65単位以上、修得しなければならない。

- 2 保育科第2部の生徒は、3年以上在学し、教養科目については12単位以上、 専門教育科目は、必修科目及び選択科目計52単位以上、合計64単位以上を修 得しなければならない。
- 3 服飾専門課程の生徒は2年以上在学し、前条に定める授業科目・時間数を修得 しなければならない。
- 第8条 保育科第1部及び第2部の生徒は、前条の規定によるのほか、教育職員免 許法及び同法施行規則に定める所定の単位及び本校で定める単位を修得しなけれ ばならない。
- 2 保育科第1部及び第2部の生徒は、前条の規定によるのほか、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定により、厚生労働大臣の定める修業科目及び単位(平成30年4月27日厚生労働省告示第216号)に基づき、本校が定める別表4又は5の単位を修得しなければならない。

第 四 章 学習の評価及び課程修了の認定

(学習の評価)

第9条 単位は、試験(論文を含む)の成績、平素の学習状況、出席状況等総合評価して合格した者に与える。

(課程修了の認定)

第10条 課程修了の認定は、第7条に定める単位を修得するのほか、本校で必須 と定めた学校行事に参加する等の条件を満たし、かつ、授業料等校納金を完納し た者について、教員会の議を経て行う。

(卒 業)

- 第11条 保育科第1部に2年以上、保育科第2部に3年以上、服飾専門課程に2 年以上在学し、前条の規定により課程修了の認定を受けた者は、卒業証書を授与 する。
- 2 前項の規定により卒業証書を授与された者は、保育科第1部・第2部にあって は、幼稚園教諭2種免許状・保育士資格を取得することができる。
- 3 保育科第1部及び保育科第2部を卒業した者は、専門士(教員養成専門課程) と称することができる。

(単位の計算)

- 第12条 授業科目の履修は、単位制とし単位の計算基準は、次のとおりとする。
- 1 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。但し、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本校が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 3 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して 単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮 して、単位数を定めることができる。
- 第12条の2 教育上有益と認めるときは、生徒が行う他の専修学校の専門課程に おける授業科目の履修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授

業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教員会の議に基づき30単位を超えない範囲で卒業要件となる単位として認めることができる。
- 第12条の3 教育上有益と認めるときは、生徒が行う大学又は短期大学における 学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本校における授業科目の履修とみな すことができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
- 第12条の4 教育上有益と認めるときは、生徒が本校に入学する前に行った専修 学校の専門課程における授業科目の履修並びに生徒が本校に入学する前に行った 前条各項目に規定する学修を入学した後の本校における授業科目の履修とみなす ことができる。
- 2 前項により本校における授業科目の履修科目とみなすことができる単位数は、 転学等の場合を除き、本校において履修した単位数以外のものについては、第 12条の2第1項、第12条の3第1項により本校において修得したものとみな す単位数と合わせて30単位を限度とする。

(単位認定の停止)

- 第13条 各授業科目について、授業時数の5分の1以上欠席した者は、当該科目 の単位認定を行わない。
- 2 授業料等の校納金が未納である場合は、その期の単位認定を行わないことがある。
- 第 五 章 学年・学期・休業日並びに入学・休学・復学・退学及び転学等

(学年)

- 第14条 学年は、4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。
- 2 学期は、次の2期に分ける。

前期 4月1日より9月30日まで

後 期 10月1日より翌年3月31日まで

3 校長は必要がある場合、学期の期間を変更することができる。

(休業日)

- 第15条 本校の休業日は、次のとおりとする。
 - 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(日曜日と重なる場合は翌日を休日とする。)
 - 三 創立記念日 4月27日
 - 四 夏期休業
 - 五 冬期休業
 - 六 春期休業
- 2 前項第4号から第6号までの期間は、校長が別に定める。
- 3 校長が必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらず休業日に授業又は実習 を行い、若しくは臨時に休業日を設けることができる。

(入学資格)

- 第16条 入学を願い出ることができる者は、次の各号に該当する者でなければならない。
 - 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
 - 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む)
 - 三 外国における学校教育12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部 科学大臣の指定した者
 - 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在 外教育施設の当該課程を修了した者
 - 五 文部科学大臣の指定した者
 - 六 大学入学資格検定規程又は高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大 臣の行う大学資格検定又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - 七 その他専修学校において相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 前項によるのほか、服飾専門課程にあっては、修業年限が3年の高等課程を修 了した者及び本校において高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者 は、入学を願い出ることができる。

(入学志願の手続)

- 第17条 入学を願い出る者は、所定の入学願書に前条1項の各号に該当すること を証明する書類及びその成績証明書、写真・健康診断書並びに入学検定料を添え て、所定の期日までに提出しなければならない。
- 2 入学試験の合否は前項の入学を願い出た者につき、学力・人物及び身体について選考の上決定するものとする。

(入学の手続)

- 第18条 入学試験に合格した者は、前条に定める書類の他正副2名の保証人連署の誓約書に入学金を添えて所定の期日までに入学手続きをしなければならない。
- 2 前項の手続きを完了した者に対し、入学を許可する。
- 3 正当の理由がなくて、所定の手続きを期日までに完了しない者には、合格を取 り消すことがある。

(保証人)

- 第19条 正保証人は、保護者(保護者なき者はこれに代わる親権者その他)とし、 副保証人は、東京都内又はその周辺に居住し、公民権を有し、かつ、独立の生計 を営む者、若しくは本校で適当と認めた者とする。
- 2 保証人は、生徒の在学中、本人に関する一切の事件につき連帯の責任を負わなければならない。
- 3 生徒又は保護者は、保証人が死亡、転籍、転居又は、改名したとき及び保証人 がその資格を失ったときは、その旨直ちに届け出なければならない。

(休 学)

- 第20条 病気、その他の理由によって1カ月以上修学することができない者は、 病気の場合医師の診断書、その他の場合は、その理由を具して保証人連署の上、 校長に休学を願い出なければならない。
- 2 休学の期間は、1年をこえることができない。
- 3 休学の期間は、第5条の在学年数に算入しない。

(復 学)

第21条 休学の期間中に休学の理由がなくなったときには、校長の許可を得て復 学することができる。

(退 学)

第22条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、その事由を 記載した保証人連署の退学願を提出し、校長の許可を得なければならない。

(他の学校への転学)

- 第23条 本校の生徒で他の学校へ転学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。
- 2 許可を受けないで転学を試みた者に対しては、退学を命ずることがある。 (転入学・再入学・転科)
- 第24条 他の学校の生徒が本校に転学しようとする場合は、当該学校で修得した 単位が、本校の相当学年で修得する単位と同等以上と認められる場合に限り選考 の上、許可することがある。
- 2 前項の場合においては、当該学校の校長の承諾書を転入学願書に添えて提出することを要する。
- 第24条の2 本校を退学した者(第26条第2項による除籍者を含む)が退学後 2年以内に再入学を希望するときは、別に定める規定により、選考の上、入学を 許可することがある。
- 第24条の3 本校で転科を希望する者があるときは、別に定める規定により、選 考の上、教員会の議を経てこれを許可することがある。

第 六 章 授業料・入学料・その他の費用徴収

(授業料等の金額)

第25条 授業料等の金額は、次のとおりとする。

◎教員養成専門課程

区 分	第 1 部	第 2 部
入学検定料	20,000円	20,000円
入 学 金	250,000円	180,000円
授 業 料 (年)	700,000円	396,000円
施 設 費 (年)	220,000円	93,600円

◎服飾専門課程

区 分	第 1 部	第 2 部
入学検定料	5,000円	3,000円
入 学 金	60,000円	40,000円
授 業 料 (年)	156,000円	90,000円
校 費 (年)	24,000円	18,000円

2 前項の他、校納金(諸費)については別に定める。

- 第26条 前条に規定する授業料等は、それぞれに定められた期日までに納入しなければならない。
- 2 正当の理由がなく期間内に納入しない場合には、登校停止・受験停止等の処分 を行い、尚、納付を怠るときは、除籍処分をすることがある。

(休学中の授業料)

第27条 授業料は休学期間中これを徴収する。

(退学等の場合の授業料の納入)

第28条 退学又は、転学しようとする者及び退学を命ぜられた者は、退学又は、 転学しようとする日の属する期の授業料は納入しなければならない。

(既納の授業料等)

- 第29条 既納の授業料・入学金・入学検定料その他の校納金は、原則として返還しない。ただし、入学辞退者が、納付金の返還を本校が定める期限までに申し出た場合は、入学金を除き授業料等を返還する。
- 2 AO入試・各推薦入試に合格して、入学手続きをした者は、専願の主旨に基づき前項ただし書きを適用しない。

第 七 章 教員組織及び教員会

(職員組織)

- 第30条 本校に校長、教員、事務職員、その他の職員を置く。
- 2 本校に副校長を置くことができる。
- 3 校長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副校長は、校長を補佐する。
- 5 教員は生徒の教育を掌る。
- 6 事務職員は、校長の命を受けて事務をつかさどる。

(教員会)

- 第31条 教員会は、校長・教員・事務責任者をもって組織する。但し、必要ある場合には、その他の職員を加えることができる。
- 2 教員会は、校長が議長となり次の事項について協議するものとする。
 - 一 生徒の教育補導に関する事項
 - 二 学科課程及び学習の評価に関する事項
 - 三 入学・退学・転入学・休学・卒業等生徒の進退に関する事項
 - 四 授業及び研究に関する事項
 - 五 その他必要と認める事項

第 八 章 賞 罰

(表彰)

第32条 生徒が表彰に値する行為を行い、他の模範とするに足ると認めたときは、 これを表彰することがある。

(懲 戒)

第33条 生徒が学則その他の規則に違反し、又は次の各号に該当するものがある ときは、その軽重に従い懲戒とする。

- 一性行不良にして改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 教育方針に反し、指示命令に従わない者
- 五 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 2 懲戒の種類は戒告・停学及び退学とする。

第 九 章 厚生補導その他

(厚生補導)

第34条 生徒の厚生補導に関しては、別に定める。

(寄宿舎その他)

第35条 寄宿舎・セミナーハウスに関する規則及び費用の徴収については、別に 定める。

附 則

- 1 本学則は、昭和51年8月16日より施行する。
- 2 この学則実施に必要な細則は、校長が別に定める。
- 3 本学則施行の際現に在学する生徒については、なお従前の例による。

附則

1 本学則は、昭和52年4月1日より改正する。

附則

1 本学則は、昭和53年4月1日より改正する。

附則

1 本学則は、昭和54年4月1日より改正する。

附 則

1 本学則は、昭和55年4月1日より改正する。

附則

1 本学則は、昭和56年4月1日より改正する。

附則

1 本学則は、昭和57年4月1日より改正する。

附即

1 本学則は、昭和59年4月1日より改正する。

附則

1 本学則は、昭和62年4月1日より改正する。

附即

1 本学則は、昭和63年4月1日より改正する。

附則

1 本学則は、平成元年4月1日より改正する。但し、入学金の規定については、 平成元年3月31日までに入学を許可された者は、なお従前の例による。

附目

1 本学則は、平成2年4月1日より改正する。

附 則

1 本学則は、平成3年4月1日より改正する。

附則

1 本学則は、平成3年10月1日より改正する。

附則

1 本学則は、平成4年4月1日より改正する。

附則

1 本学則は、平成5年4月1日より改正する。

附則

1 本学則は、平成6年4月1日より改正する。

附則

1 本学則は、平成6年8月25日より改正する。

附 則

- 1 本学則は、平成7年4月1日より改正する。
- 2 第11条3項については、平成7年3月1日より施行する。

附 則

1 本学則は、平成8年4月1日より改正する。

附則

1 本学則は、平成11年4月1日より改正する。

附則

1 本学則は、平成12年4月1日より改正する。

附則

1 本学則は、平成14年4月1日より改正する。

附則

1 本学則は、平成15年4月1日より改正する。

附則

1 本学則は、平成19年4月1日より改正する。但し、第25条第1項について は、平成16年4月1日から適用する。

附則

1 本学則は、平成20年4月1日より改正する。

附則

- 1 本学則は、平成21年4月1日に改正し、平成20年12月16日から適用する。 附 則
- 1 本学則は、平成22年4月1日より改正する。

附 則

1 本学則は、平成23年4月1日より改正し、平成23年度入学生から適用する。 但し、既に在学している学生については、従前の学則を適用する。

附則

1 本学則は、平成24年3月1日より改正し、平成23年度入学生から適用する。 但し、平成22年度以前に在学している学生については、平成23年4月1日改 正前の学則を適用する。

附則

1 本学則は、平成24年4月1日より改正する。

附則

- 1 本学則は、平成25年4月1日より改正する。 附 則
- 1 本学則は、平成26年4月1日より改正する。 附 則
- 1 本学則は、平成27年4月1日より改正する。 附 則
- 1 本学則は、平成28年4月1日より改正する。 附 則
- 1 本学則は、平成29年5月22日より改正する。 附 則
- 1 本学則は、平成31年4月1日より改正し、平成31年度入学生から適用する。 但し、既に在学している学生については、従前の学則を適用する。

附 則

本学則は、平成31年4月1日から改正する。ただし、既に在籍している学生については、当該入学年度の学則を適用する。

 別表
 1

 保育科
 第1部

 教養
 科目

授 業 科 目	必修単位	選択単位	備考
聖徳教育I	1		
聖徳教育Ⅱ	1		
聖徳教育Ⅲ~1	1		
聖徳教育Ⅲ~2	1		
倫理学		2	
日本国憲法	2		
社会学		2	
教育学		2	
自然科学		2	
情報基礎	2		
健康と科学		2	
英語I	1		
英語 Ⅱ	1		
英語Ⅲ		1	
英語IV		1	
体育I	1		
体育Ⅱ	1		
計	1 2	1 2	

専 門 教 育 科 目

授業科目	必修単位	選択単位	備考
音楽I	4		
音楽Ⅱ~1	1		
音楽Ⅱ~2	1		
図画工作I	1		
図画工作Ⅱ	1		
専門体育 I	1		
専門体育Ⅱ	1		
国語		2)
国語Ⅱ		2	トいずれか1科目必修
生活		2	J
観察		2	
社会福祉		2	
子ども家庭福祉		2	
社会的養護 I		2	
子どもの保健		2	
子どもの健康と安全		1	
子ども家庭支援論		2	
子どもの食と栄養		2	
家庭管理		2	
社会的養護Ⅱ		1	
乳児保育I		2	
乳児保育Ⅱ		1	
障害児保育		2	
保育者論	2		
教育原理	2		
教育原理Ⅱ		2	
保育原理	2		
保育原理Ⅱ		2	

授業科目	必修単位	選択単位	備考
子どもの理解と援助		1	
発達心理学	2		
子ども家庭支援の心理学		2	
発達心理学Ⅱ		2	
乳幼児心理学		2	
教育相談	2		
青年心理学		2	
教育史	2		
教育方法論	2		
保育内容総論	1		
教育・保育課程論	2		
保育内容・健康	1		
保育内容・人間関係	1		
保育内容・環境	1		
保育内容・環境 II	_	1	
保育内容・言葉	1		
保育内容・音楽表現	1		
保育内容・造形表現	1		
保育内容・造形表現 II	_	1	
児童文化 I ~ 1	1		
児童文化 I ~ 2	1		
児童文化Ⅱ~1	1		
児童文化Ⅱ~2	1		
児童文化Ⅲ~1	1		
児童文化Ⅲ~2	1		
幼児理解・保育相談	2		
保育相談支援	1		
保育・教職実践演習	2		
保育指導法	_	2	
専門教育演習	2	_	
· 幼児教育実習	5		
保育実習 I		4	
保育実習指導 I		2	
保育実習Ⅱ(保育所)		2	☆
保育実習指導 II (保育所)		1	^ ☆ ☆,★印を付された科目よりい
保育実習Ⅲ(施設)		2	★ ずれか2科目必修
保育実習指導Ⅲ(施設)		1	· ★
インターンシップ 実習 I	1		
インターンシップ実習Ⅱ	_	1	
インターンシップ 実習 Ⅲ		1	
特別支援の基礎	1	_	
計	5 3	6 0	
合 計	6 5	7 2	

別表2保育科第2部教養科目

授業科目	必修単位	選択単位	備考
		医八千匹	VIII ~~
聖徳教育I	1		
聖徳教育Ⅱ	1		
聖徳教育Ⅲ~1	1		
聖徳教育Ⅲ~2	1		
倫理学		2	
日本国憲法	2		
社会学		2	
教育学		2	
自然科学		2	
情報基礎	2		
健康と科学		2	
英語I	1		
英語 Ⅱ	1		
英語Ⅲ		1	
英語IV		1	
体育I	1		
体育Ⅱ	1		
計	1 2	1 2	

専 門 教 育 科 目

中门 教 月 村 日	V 142 VY 144	733 LD 224 /L	/++· -+v
授業科目	必修単位	選択単位	備考
音楽I	6		
音楽Ⅱ~1	1		
音楽Ⅱ~2	1		
図画工作I	1		
図画工作Ⅱ	1		
専門体育I	1		
専門体育Ⅱ	1		
国語		2)
国語Ⅱ		2	よいずれか1科目必修
生活		2	
観察		2	
社会福祉		2	
子ども家庭福祉		2	
社会的養護I		2	
子どもの保健		2	
子どもの健康と安全		1	
子ども家庭支援論		2	
子どもの食と栄養		2	
家庭管理		2	
社会的養護Ⅱ		1	
乳児保育 I		2	
乳児保育Ⅱ		1	
		2	
保育者論	2		
	$\frac{2}{2}$		
教育原理 II		2	
保育原理 保育原理	2		
·		0	
保育原理Ⅱ		2	

子ど達定 2 2 2 2 2 2 2 2 2	授業科目	必修単位	選択単位	備考
子	子どもの理解と援助		1	
 発達効力相心理理学 2 対育有力中央 2 教育育方内内内容容容・ 2 投保育育内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内	発達心理学	2		
2 2 2 3 3 4 3 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5	子ども家庭支援の心理学		2	
型学 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	発達心理学Ⅱ		2	
教育年中 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	乳幼児心理学			
青年中では、		2		
数保育を 保育育育・内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内			2	
数保育を 保育育育・内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内	教育史	2		
R 教育 (l .		
教育・保育・健康				
保育内容・健康 保育内容・機関係 保育内容・環境 I				
保育内容・人間関係 保育内容・環境 I				
保育内容・環境 II 保育内容・環境 II 保育内容・音葉 保育内容・音楽表現 保育内容・造形表現 II 児童文化 I ~ 1 児童文化 II ~ 2 児童文化 II				
保育内容・環境 II 保育内容・言葉 保育内容・音楽表現 保育内容・造形表現 II 児童文化 I ~ 1 児童文化 II ~ 2 児童文化 II ~ 2 児童文化 II ~ 1 児童童文化 II ~ 1 児童童文化 II ~ 1 児童童文化 II ~ 2 保育 表演習 II ~ 4 保育 実習 II (保育所) 2 ~ ★ ★ 中を付された科目より 1 ~ ★ ★ ↑ ★ 中を付された科目より 1 ~ ★ ★ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑				
保育内容・言葉 保育内容・音楽表現 保育内容・造形表現 I			1	
保育内容・音楽表現 保育内容・造形表現 II 児童文化 I ~ 1 児童文化 II ~ 2 児童文化 II		1	_	
保育内容・造形表現 I				
保育内容・造形表現Ⅱ 児童文化 I ~ 1 児童文化 I ~ 2 児児童文化 II 児童文化 II 児童文化 II 児童文化 II 児童文化 II と 会際者には、				
児童文化 I ~ 1 児童文化 II ~ 2 児童文化 II		1	1	
児童文化 II		1	_	
児童文化Ⅲ				
児童文化Ⅲ 幼児理解・保育相談 保育相談支援 保育・教職実践演習 保育指導法 専門教育演習 幼児教育実習 I 保育実習 I (保育所) 保育実習 II (保育所) 保育実習 II (保育所) 保育実習 II (保育所) 保育実習 II (体育所) 保育実習 II (体設) 保育実習指導 II (体設) インターンシップ実習 II				
幼児理解・保育相談 保育相談支援 保育・教職実践演習 保育指導法 専門教育演習 幼児教育実習 I 保育実習指導 I 保育実習指導 II(保育所) 保育実習指導 II(保育所) 保育実習指導 II(保育所) 保育実習指導 III(施設) 保育実習指導 III(施設) インターンシップ実習 I インターンシップ実習 I 1				
保育相談支援 保育・教職実践演習 保育指導法 専門教育演習 幼児教育実習 I 保育実習指導 I 保育実習指導 II(保育所) 保育実習指導 II(保育所) 保育実習指導 II(保育所) 保育実習指導 III(施設) 保育実習指導 III(施設) インターンシップ実習 I インターンシップ実習 I 1				
保育・教職実践演習	·			
保育指導法 専門教育演習 幼児教育実習 I 保育実習指導 I 保育実習指導 II (保育所) 保育実習指導 II (保育所) 保育実習指導 III (施設) 保育実習指導 III (施設) インターンシップ実習 I インターンシップ実習 II				
専門教育演習 幼児教育実習 I 保育実習 II (保育所) 保育実習指導 II (保育所) 保育実習指導 II (保育所) 保育実習 III (施設) 保育実習指導 III (施設) インターンシップ実習 I インターンシップ実習 II 1			2	
 幼児教育実習 I		2	2	
保育実習 I 保育実習指導 I 保育実習 II (保育所) 保育実習指導 II (保育所) 保育実習 III (施設) 保育実習指導 III (施設) インターンシップ実習 I インターンシップ実習 II		l .		
保育実習指導 I 保育実習 II (保育所) 保育実習指導 II (保育所) 保育実習 III (施設) 保育実習指導 III (施設) インターンシップ実習 I インターンシップ実習 II			4	
保育実習Ⅱ(保育所) 保育実習指導Ⅱ(保育所) 保育実習Ⅲ(施設) 保育実習指導Ⅲ(施設) インターンシップ実習Ⅱ 1 2 ☆ ☆,★印を付された科目より ** 1 1 1 1 1 1 1 1				
保育実習指導Ⅱ(保育所) 保育実習Ⅲ(施設) 保育実習指導Ⅲ(施設) インターンシップ実習Ⅱ 1 ☆ ☆,★印を付された科目より ☆ ねか 2 科目必修 1 1 ★ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				\$4.
保育実習Ⅲ(施設)				
保育実習指導Ⅲ(施設) 1 ★ 1				
インターンシップ実習 I 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
インターンシップ実習Ⅱ 1				
	インクーンシップ 実習 Ⅲ		1	
イング・ファブ 英 m		1	1	
計 52 61			6 1	
合 計 64 73	-			

別表 3 (必修)

		第 1 部 第 2 部				第2部		
授業科目	1 씤	2年	2 学年		1	4年	2 学年	
	年間授業数	週間授業数	年間授業数	週間授業数	年間授業数	週間授業数	年間授業数	週間授業数
ハ゜タンカッティンク゛テ゛サ゛イニンク゛	3 5 0	1 0	2 1 0	6	2 8 0	8	1 4 0	4
ソウインク゛フィッティンク゛	2 8 0	8	3 5 0	1 0	2 1 0	6	2 4 5	7
流行解説	3 5	1	7 0	2	3 5	1	7 0	2
服飾手芸	7 0	2	3 5	1	7 0	2	3 5	1
実習	2 1 0	6	2 1 0	6	1 4 0	4	1 7 5	5
服飾総論	3 5	1			3 5	1		
服飾常識	3 5	1	3 5	1	3 5	1	3 5	1
服飾の色彩	3 5	1			3 5	1		
ト゛レイヒ゜ンク゛			3 5	1			3 5	1
教授実習			7 0	2			7 0	2
被服材料			3 5	1			3 5	1
### H	1 0 5 0	3 0	1 0 5 0	3 0	8 4 0	2 4	8 4 0	2 4

別表4 保育士資格取得に必要な授業科目及び単位数(保育科第1部)

	別表4 保	告示による教科目	<u>~11 ⊢</u>	日及い単位数 (保育科第1部) 本校における教育課程					
			拉茶		松				
系列		教 科 目	形態	単位数		形態		時間数	備考
					聖徳教育I	演習	1	30	
					聖徳教育Ⅱ	演習	1	30	
					日本国憲法	講義	2	30	聖徳教育I、聖徳
	N Day 11. to N				情報基礎	講義	2	30	教育Ⅱ、日本国憲
	外国語、体育以	外の科目	-		倫理学	講義	2		法、情報基礎を含 み6単位以上を修
					社会学	講義	2	30	得すること
教養科目					教育学	講義	2	30	1117 2 2 2
科					自然科学	講義	2	30	
Ħ					健康と科学	講義	2	30	
					英語 I	演習	1	30	 英語Ⅰ及び英語Ⅱ
	外国語に関する	演習	演習	2以上	英語Ⅱ	演習	1	30	を含み2単位以上
					英語Ⅲ	演習	1	30	修得すること
					英語IV	演習	1	30	
	 体育に関する講	養及び実技	講義		体育 I	講義	1	15	体育 I 及び体育 II
		134/A U / 14	実技	1	体育Ⅱ	実技	1	45	2単位必修
		保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	30	
		教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	30	
	保育の本質・	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2	30	
	目的に関する科目	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	30	
		子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	30	
		社会的養護 I	講義	2	社会的養護 I	講義	2	30	
		保育者論	講義	2	保育者論	講義	2	30	
		保育の心理学	講義	2	発達心理学	講義	2	30	
	理解に関する 科目	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	30	
		子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	演習	1	30	
		子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2	30	
		子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2	60	
		保育の計画と評価	講義	2	教育・保育課程論	講義	2	30	1
		保育内容総論	演習		保育内容総論	演習	1	30	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			保育内容・健康	演習	1	30	
必					保育内容・人間関係	演習	1	30	全科目必修
必修科					保育内容・環境	演習	1	30	
目		保育内容演習	演習		保育内容・言葉	演習	1	30	
		PRITT VILLE			保育内容・音楽表現	演習	1	30	
					保育内容・造形表現	演習	1	30	
	保育の内容・				児童文化Ⅱ~1	演習	1	30	
	方法に関する				音楽I	演習	4	120	
	科目	 保育内容の理解と方法	演習	4	図画工作Ⅰ	演習	1	30	
		PN D I MI WATH C M M	IN E	ı	専門体育I	演習	1	30	1
		 乳児保育 I	講義	2	乳児保育 I	講義	2	30	
		乳児保育Ⅱ	演習		乳児保育Ⅱ	演習	1	30	
		子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	30	
		障害児保育	演習		障害児保育	演習	2	60	
		性音光保育 社会的養護 II	演習		社会的養護Ⅱ	演習	1	30	
		社 云 的 食 度 II 子 育 て 支 援	演習		保育相談支援	演習	1	30	
			_			+		180	-
	保育実習	保育実習I	実習		保育実習I	実習	4		-
	※ ◇ 冷 33	保育実習指導 I	演習		保育実習指導I	演習	2	60	
	総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習	演習	2	60	

告示による教科目					本校における教育課程					
系列		教 科 目	授業 形態	単位数	授業科目の名称	授業 形態	単位数	時間数	備考	
	保育の本質・ 目的に関する 科目	各指定保育士養成施設におい て設定		15以上	保育原理Ⅱ	講義	2	30		
	保育の対象の 理解に関する 科目				乳幼児心理学	講義	2	30		
			_		青年心理学	講義	2	30		
					教育相談	講義	2	30	教育 I \sim 1 \sim 1 \sim 2、児童文化 I \sim 2、児童文化 I \sim 2、児童文化 I \sim 2、児童文化 I \sim 1、児童文化 I \sim 1、児童文化 I \sim 1、児童文化 I \sim 1、児童 I \sim 1、児童文化 I \sim 1、児童文化 I \sim 1、児童文化 I \sim 1、児童文化 I \sim 2、児童文化 I \sim 3、児童文化 I \sim 4、児童文化 I \sim 5、児童文化 I \sim 5、民间 I \sim	
	保育の内容・ 方法に関する 科目				保育内容・環境Ⅱ	演習	1	30		
選択					保育内容・造形表現Ⅱ	演習	1	30		
					児童文化 I ~ 1	演習	1	30		
					児童文化 I ~ 2	演習	1	30		
					児童文化Ⅱ~2	演習	1	30		
					児童文化Ⅲ~1	演習	1	30		
					児童文化Ⅲ~2	演習	1	30		
上 修					家庭管理	講義	2			
科					音楽Ⅱ~1	演習	1	30		
日					音楽Ⅱ~2	演習	1	30		
					図画工作Ⅱ	演習	1	30		
					国語	講義	2	30		
					国語Ⅱ	講義	2	30		
					専門体育Ⅱ	演習	1	30		
		保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ (保育所)	実習	2	90	保育実習Ⅱ2単位及 び保育実習指導Ⅱ1	
	保育実習	保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ(保育所)	演習	1	30	単位、または保育 実習Ⅲ2単位及び保	
選択必修科目 選択必修科目		保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅲ (施設)	実習	2	90	美智Ⅲ2単位及び保 育実習指導Ⅲ1単位 を修得すること	
		保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅲ(施設)	演習	1	30	1と19付りのこと	

別表5 保育士資格取得に必要な授業科目及び単位数(保育科第2部)

別表5 保育士資格取得に必要な授業科目及 告示による教科目					及び早位数(休月付第2部) 本校における教育課程					
系列		教 科 目	授業形態	単位数	授業科目の名称	授業形態	単位数	時間数	備考	
			712.765		聖徳教育 I	演習	1	30		
					聖徳教育Ⅱ	演習	1	30		
					日本国憲法	講義	2	30	型徳教育Ⅰ、聖徳 教育Ⅱ、日本国憲	
					情報基礎	講義	2	30		
	外国語、体育以外の科目		_	6以上		講義	2		教育II、日本国憲 法、情報基礎を含 み6単位以上を修 得すること	
					社会学	講義	2	30		
数					教育学	講義	2	30		
教養科					自然科学	講義	2	30		
科目					健康と科学	講義	2	30		
					英語 I	演習	1	30		
	外国語に関する演習			2以上	英語Ⅱ	演習	1	30	英語 I 及び英語 II を含み2単位以上 修得すること	
			演習		英語Ⅲ	演習	1	30		
					英語IV	演習	1	30		
	体育に関する講義及び実技		講義	1	体育I	講義	1	l	体育 I 及び体育 II	
			実技	1	体育Ⅱ	実技	1		2単位必修	
		保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	30		
		教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	30		
	旧本の土所	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2	30		
	保育の本質・目的に関する		講義	2	社会福祉	講義	2	30		
	科目	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	30		
		社会的養護 I	講義	2	社会的養護 I	講義	2	30		
		保育者論	講義	2	保育者論	講義	2	30		
		保育の心理学	講義	2	発達心理学	講義	2	30		
		子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	30		
	理解に関する		演習	1	子どもの理解と援助	演習	1	30		
		子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2	30		
		子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2	60		
		保育の計画と評価	_			+		!		
			講義	2	教育・保育課程論	講義	2	30		
		保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1	30		
. \(\frac{1}{2} \)		保育内容演習		5	保育内容・健康	演習	1	30		
必修					保育内容・人間関係 保育内容・環境	演習	1	30	全科目必修	
科目			冷羽			_			主行口必修	
д			演習		保育内容・言葉 保育内容・音楽表現	演習		30		
					保育内容・音楽表現 保育内容・造形表現	-	1	30		
					保育内容・這形衣現 児童文化Ⅱ	演習	1	-		
		保育内容の理解と方法		4		+	1	30		
			(学 33		音楽Ⅰ	演習	6	180		
			演習		図画工作 I 東明体会 I	演習	1	30		
		乳児保育 I	講義	2	専門体育 I 乳児保育 I	演習講義	1 2	30		
		乳児保育 I 乳児保育 II	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1	30		
		孔兄休月Ⅱ 子どもの健康と安全	演習		孔兄休月II 子どもの健康と安全	演習	1	30		
		デともの健康と女生 障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	2	60		
		早舌児保育 社会的養護 II	演習	1	性音光保育 社会的養護 II	演習	1	30		
		社 云 印 食 度 II 子 育 て 支 援	演習		保育相談支援	演習		30		
		丁育○又按 保育実習 I	実習	1	保育生設又货 保育実習 I	実習	4	-		
	保育実習		_	4	保育実習指導 I			180		
	保育実習指導I		演習	2		演習	2	60		
	総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習	演習	2	60		

	告示による教科目				本校における教育課程				
系列		教 科 目	授業 形態	単位数	授業科目の名称	授業 形態	単位数	時間数	備考
	保育の本質・ 目的に関する 科目	各指定保育士養成施設におい て設定	` _		保育原理Ⅱ	講義	2	30	
	保育の対象の				乳幼児心理学	講義	2	30	
	理解に関する 科目			1 5 以	青年心理学	講義	2	30	教育相談、児童文化 I ~1、児童文化 I ~2、児童文化 II、音楽 II ~1、電 楽 II ~2、図画工作 II、専門体育 II を含む9単位、及びその他の科目より2 II 位以上を修得すること
					教育相談	講義	2	30	
	保育の内容・ 方法に関する 科目				保育内容・環境Ⅱ	演習	1	30	
					保育内容・造形表現Ⅱ	演習	1		
					児童文化 I ~ 1	演習	1	30	
					児童文化 I ~ 2	演習	1	30	
選択					児童文化Ⅲ	演習	1	30	
択 必					家庭管理	講義	2	30	
必修科					音楽Ⅱ~1	演習	1	30	
科目					音楽Ⅱ~2	演習	1	30	
					図画工作Ⅱ	演習	1	30	
					国語	講義	2	30	
					国語Ⅱ	講義	2	30	
					専門体育Ⅱ	演習	1	30	
	保育実習	保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ(保育所)	実習	2	90	保育実習Ⅱ2単位
		保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ(保育所)	演習	1	30	び保育実習指導
		保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅲ(施設)	実習	2	90	単位、または保 実習Ⅲ2単位及ひ
		保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅲ(施設)	演習	1	30	斉書Ⅲ2年匝及0 育実習指導Ⅲ1単 を修得すること